

薬事法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

>

改正案	現行
<p>第三百二十八条 法第二十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜十二（略）</p> <p>十三 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第十八項</u>に規定する航空運送事業を行う事業者であつて航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）<u>第五百十条第二項</u>の規定に基づく医薬品を使用するもの</p> <p>十四〜十五（略）</p> <p>（中略）</p> <p>様式第七十七</p> <p>許可番号</p> <p>医薬品販売業許可証</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p>	<p>第三百二十八条 法第二十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜十二（略）</p> <p>十三 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第一条第十七項</u>に規定する航空運送事業を行う事業者であつて航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）<u>第五百十条第二項</u>の規定に基づく医薬品を使用するもの</p> <p>十四〜十五（略）</p> <p>（中略）</p> <p>様式第七十七</p> <p>許可番号</p> <p>医薬品販売業許可証</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p>

<p>店舗の名称</p> <p>店舗の所在地又は営業区域</p> <p>店舗販売業</p> <p>薬事法第24条第1項の規定により、配置販売業の許可を受けた者 卸売販売業</p> <p>であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>都道府県知事 保所設置市市長 特別区区长</p> <p>年 月 日から</p> <p>有効期間 年 月 日まで</p> <p><u>取扱品目</u></p>	<p>店舗の名称</p> <p>店舗の所在地又は営業区域</p> <p>店舗販売業</p> <p>薬事法第24条第1項の規定により、配置販売業の許可を受けた者 卸売販売業</p> <p>であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>都道府県知事 保所設置市市長 特別区区长</p> <p>年 月 日から</p> <p>有効期間 年 月 日まで</p>
<p>年 月 日</p> <p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>	<p>年 月 日</p> <p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 第二条の施行の日から改正法附則第二条の政令で定める日までの間（薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「法」という。）附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（改正法の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る改正法第一条による改正前の法第二十八条第一項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。以下「旧薬種商」という。）又は改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者（以下「既存配置販売業者」という。）に係る業務についての実務に従事した者）<u>は、</u>第二条の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間。以下同じ。）に、改正法附則第二条に規定する既存一般販売業者、改正法附則第五条に規定する既存薬種商、旧薬種商又は既存配置販売業者に係る業務についての実務に従事した者についての新規則第五百九条の五第二項の適用については、第二条の施行の日から改正法附則第二条の政令で定める日までの間に当該実務に従事した期間（以下「経過措置実務従事期間」という。）は、同項に規定する実務に従事した期間に<u>通算することができる</u>。この場合において、当該経過措置実務従事期間は、その通算に係る同項に規定する実務に従事した期間とみなして新規則の規定を適</p>	<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 第二条の施行の日から改正法附則第二条の政令で定める日までの間に、改正法附則第二条に規定する既存一般販売業者、改正法附則第五条に規定する既存薬種商、薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「法」という。）附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（改正法の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る改正法第一条による改正前の法第二十八条第一項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。）<u>又は改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者に係る業務についての実務に従事した者についての新規則第五百九条の五第二項の適用については、第二条の施行の日から改正法附則第二条の政令で定める日までの間に当該実務に従事した期間（以下「経過措置実務従事期間」という。）は、同項に規定する実務に従事した期間に通算することができる。この場合において、当該経過措置実務従事期間は、その通算に係る同項に規定する実務に従事した期間とみなして新規則の規定を適用する。</u></p>

用する。